

熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成28年11月28日(月) 午前10時から午前11時10分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 徳村委員 浪本委員

事務局 県政情報文書課 田原課長 守屋課長補佐 増住主幹 高島主事

※取材あり(途中退席)

4 議事等

(1) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

(2) その他報告事項

5 審議内容

会 長

それでは、ただいまから個人情報保護制度審議会を開会します。
まず、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次のとおり予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

①熊本県個人情報保護条例の一部改正について

②その他報告事項

②については、平成27年度の個人情報保護制度の運用状況について、御報告させていただきます。

事務局

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

以上でございます。

(1) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

会 長

それでは、審議に移りたいと思います。

まず、熊本県個人情報保護条例の一部改正について、審議を行いたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料により御説明させていただきます。

〈資料1により説明〉

会 長

今回の個人情報保護法等の改正に伴う条例改正は、「個人情報の定義の明確化」「要配慮個人情報の収集制限」「県出資法人等の措置に関する規定の削除」の3つが大きな柱ということでしょうか。

事務局

平成29年2月議会においては、その3つが主な改正点となります。もう一点、非識

別加工情報についての改正も、今後、検討していく予定です。

会 長 それについては、まだ、改正できるほどには検討できていないということですね。

事務局 はい。平成29年2月議会での改正は難しいと考えています。

会 長 ただ今の事務局からの説明を受けて、御質問等ございますか。

会 長 要配慮個人情報に関して、現在の条例と、改正後の条例で取扱いがどのように変わるのか、もう一度説明してもらってもよいでしょうか。

事務局 はい。
〈資料1-2により説明〉

会 長 改正後の条例においても、「その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」という規定を残すということは、(条例第7条第5項)第1号から第11号まではあくまでも例示であって、それ以外の個人情報でも、社会的差別の原因となるおそれがあるものは同様に扱うということですね。

事務局 はい。そのとおりです。
個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の定義には、「その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は含まれていません。ただ、今回の条例改正で、法に合わせて、当該規定を削るとすると、現行の条例よりも保護される個人情報の範囲が狭くなるおそれがありますので、残す方向で考えています。

会 長 わかりました。

浪本委員 新たに条例第7条第5項に追加される個人情報の中に、現在、収集しているものはありますか。

事務局 現在、その点について確認するため、各実施機関に照会を行っています。

浪本委員 条例改正前にそのような個人情報を収集し保有している場合、改正後はどのように扱われますか。

事務局 「法令等に定めがあるとき」等の例外規定に該当しない場合は、条例改正後に、本審議会に諮問する予定です。

会 長 本審議会が頭を悩ませる必要があるのは、諮問された事務において、条例第7条第5項各号に定められた個人情報を収集することが、その事務の目的を達成するために必要で欠くことができないかどうかの判断を求められた時ということですね。

事務局 はい。そのとおりです。

会 長 他に御意見等ございませんでしょうか。

徳村委員 具体的に考えた方がわかりやすいと思いますので、具体的な事例に関して質問させていただきます。

私は、以前、県の消費生活センターで消費生活相談を受けていました。

消費生活相談をされる方の中には、多重債務者の方もおられ、相談を受けるときに生活状況をお聴きする場合があります。その中で、こちらから聞かずとも、ご自分から病歴とか心身の障がいについて話される場合があります、実際、そのような情報は、相談後の支援にとっても役立つ場合が多かったです。

こういった業務で、病歴や障がいに関する個人情報収集してよいかということについて、審議会の意見を聴くということになるのでしょうか。

事務局 お手元の熊本県個人情報保護条例解釈運用基準をご覧ください。

お話しいただいたような事例ですと、既に審議会の答申を得て、類型事項とされている事務のうち、C-9「相談等」に該当すると考えられます。このような事務については、思想、信条、信教、犯罪歴及びその他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集することはできるようになっています。ここに、今回、条例に追加される病歴等の項目を追加するか、又は新たに個別に諮問するかといった点は、今後、整理していきたいと考えています。

徳村委員 条例改正後の審議会への諮問の件については、具体的には、今のような事例を想定すればよいわけですね。

事務局 はい。そのとおりです。

徳村委員 わかりました。具体的に少しいメージができました。ありがとうございます。

会長 こういった条例は、県内の市町村もつくっていると思いますが、県として指導などを行っているのですか。

事務局 個人情報保護の法制度上、県が市町村を指導するような形にはなっていませんので、現時点で指導等は行っていません。また、今回の法改正に伴う条例改正に関しても、市町村と足並みを揃えるといったことまでは、現時点では考えていません。

ただ、県と市町村で、個人情報の扱いが全く異なるとなると、県民にとってわかりにくいなどの問題もあると思いますので、今後、検討していく必要はあるかと思います。

なお、市町村への指導は、県の市町村課が行っています。各市町村の条例に関係してくる法改正についても、市町村課から、各市町村に情報提供をしています。今回の県の条例改正の検討状況等については、市町村課に情報提供していますので、市町村課を通じて、県内各市町村に情報が伝わることはあるかと思います。

会長 県民は、県における個人情報の保護もさることながら、自分の住む地域に一番密着している市町村行政において、自分の個人情報がどの程度保護されているのかということについて、最も関心を持っていると思いますので、今回のような県の条例改正については、市町村にも流れが波及すればよいなと思いました。

会長 他に御意見等はございますか。

各委員 (意見等なし)

(2) その他報告事項

- 会 長 では続いて、報告事項について、事務局からお願いします。
- 事務局 平成27年度の個人情報保護制度の運用状況について、御報告させていただきます。
 <資料2により報告>
- 会 長 5の「口頭による自己情報開示請求」というのは、窓口に来れば、その場で開示を受けられるということですね。
- 事務局 はい。文書ではなく、試験の順位や得点などを、窓口に来られた方や、お電話で問い合わせられた方に、その場でお伝えする制度です。

上記の説明に誤りがありました。口頭による自己情報開示請求について、電話での問い合わせに対する開示は行っていません。このことについては、平成29年3月8日の審議会で、改めて訂正を行う予定です。

- 会 長 4の「自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況」について、3件の棄却決定がされていますが、その後、法的措置が取られたものはありますか。
- 事務局 現時点では、いずれの件についても、訴訟等の法的措置が取られたとの情報は入っていません。
- 会 長 わかりました。他に御意見等はございますか。
- 各委員 (意見等なし)
- 会 長 それでは、次回の審議会について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 事前の日程調整の結果、12月19日(月)午前10時からの開催を予定しておりますので、御確認をお願いいたします。

※12月19日の審議会については、中止となりました。

- 会 長 それでは、本日の審議会は、これをもって終了します。

※今回の審議会で審議された熊本県個人情報保護条例の一部改正案については、審議会後、改正内容及び時期を再検討する必要が生じました。今後、改正内容等を再検討したうえで、正式に本審議会に対して改正案に係る諮問を行う予定です。